

〇〇〇〇大学
ソフトウェア管理規程（モデル）

（目 的）

第1条 この規程は、本学におけるライセンスを伴うソフトウェア（以下「ソフトウェア」という。）の利用及び管理に関して必要な事項を定めることにより、ソフトウェアの違法な使用を防止し、もってソフトウェアの適正な利用を推進することを目的とする。

（定 義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 「オリジナルディスク」とは、ソフトウェアが記録されたメディアで、ソフトウェアの著作権者又は著作権者から許諾を得た者が記録し、作成したものをいう。
- (2) 「ライセンス」とは、ソフトウェアの購入、使用許諾契約の締結等により、ソフトウェアを適法に利用することができる地位をいう。
- (3) 「管理単位」とは、ソフトウェアの管理が実施される範囲で、この範囲ごとにソフトウェア管理責任者が選任されるものとする。
- (4) 「ソフトウェア管理責任者」（以下「管理責任者」という。）とは、管理単位ごとに選任され、ソフトウェア管理の実施について責任を有する者をいう。
- (5) 「インストール管理台帳」とは、パーソナルコンピュータ（以下「コンピュータ」という）ごとに実際にインストールされているソフトウェア名が記載された帳簿をいう。
- (6) 「ライセンス管理台帳」とは、購入その他の方法で取得したライセンスが記載されている帳簿をいう。
- (7) 「ソフトウェア監査」とは、実際にコンピュータにインストールされているソフトウェアを調査すること及びその調査結果とインストール管理台帳及びライセンス管理台帳とを照合することをいう。
- (8) 「教員・職員」とは、教員・職員任免規則に定める教員・職員をいう。

（適用範囲）

第3条 この規程は、本学が所有し、又は借用するすべてのコンピュータにインストールされている、又はインストールされることとなるべきソフトウェアについて適用する。

（ソフトウェア管理の統括部署とその業務）

第4条 ソフトウェア管理の統括部署を情報センターとする。

- 2 情報センター所長（以下「センター所長」という。）は、定期的に管理責任者に対して各管理単位におけるソフトウェア管理の実施を要請し、実施結果の報告を受け、ソフトウェア管理が適切に行われているかを確認しなければならない。
- 3 センター所長は、教員・職員はもとより学生および全大学構成員に対して、ソフトウェアの適切な管理について指導及び周知徹底するよう努めるものとする。

（管理責任者）

第5条 管理単位及び管理責任者を別表のとおり定める。

（管理責任者の業務）

監査台帳の一例

(ライセンス数とインストール数で差異 -1 が見つかった例)

監査台帳

ソフトウェアライセンス一覧

CSVダウンロード

管理責任者氏名は省略
しています

<<左へ 右へ>>

ソフトウェア名称	直属			購入			差異
	購入ライセンス数	インストール数	差異	購入ライセンス数	インストール数	差異	
★ 3ivx D4 4	0	0	0	0	1	-1	
★ 3次元作図ヘルパー DrHelper	0	0	0	0	0	0	
★ Accelrys MacVector 7.2	0	0	0	1	1	0	
★ Aladdin DropStuff	0	0	0	0	0	0	
★ Aladdin DropStuff 5.1 J	0	0	0	0	0	0	
★ Aladdin DropZip	0	0	0	0	0	0	
★ Aladdin StuffIt for Windows 8.5	0	0	0	0	0	0	
★ Aladdin StuffIt Standard 7.0(Mac)	0	0	0	1	1	0	
★ Aladdin StuffIt Standard 8.0(Mac)	0	0	0	0	0	0	
★ Aladdin StuffIt Standard 9.0(Mac)	0	0	0	0	0	0	
★ Albatross ALB給与計算	0	0	0	0	0	0	
★ Alpha Music Synthesizer(Mac)	0	0	0	0	0	0	
★ Amtec Tecplot	0	0	0	0	0	0	
★ Anchorsystems Peggy Pro	0	0	0	0	0	0	
★ Andor EASY DRAW Ver.10	0	0	0	0	0	0	
★ Andor EASY DRAW Ver.8	0	0	0	0	0	0	
★ Andor EASY DRAW Ver.9	0	0	0	0	0	0	

大学は、ソフトウェアの違法コピーを許しません!

—本学では、ソフトウェアの適正使用に取り組んでいます—

関西大学では教育・研究機関における当然のあり方として、著作権保護およびコンプライアンス（法令遵守）の観点から、ソフトウェアの違法使用等に厳しく対処しています。

ソフトウェアの適正利用の推進を本学における教育・研究活動の一環と考え、ソフトウェア管理規程を制定し、ソフトウェアの違法コピーを行わない環境を作るとともに、学内構成員への啓発活動を行い、著作権保護に対する意識向上を目指しています。

違法コピーは知らなかったでは済まされません。
一人ひとりが著作権の正しい知識とモラルを身につけ、違法コピーを撲滅しましょう。

ソフトウェア等の利用に関し、違法な使用をしたときは、本学の定める規程等に基づき、処分します。



ソフトウェアの
違法コピー

著作権についての参考URL

<http://www.cric.or.jp/>

http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/security/kiso/k05_03.htm

社団法人著作権情報センター(CRIC)

総務省

第6条 管理責任者は、管理単位に所属するコンピュータに関して、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) センター所長からの要請に基づき、ソフトウェアの適正管理に関する監査実施結果をセンター所長に報告すること。
- (2) インストール管理台帳を作成し、ソフトウェアを新たにインストールし、又は削除したときは、速やかにインストール管理台帳に記載すること。
- (3) ライセンス管理台帳を作成し、オリジナルディスクの購入、使用許諾契約その他によってライセンスを取得し、又はオリジナルディスクの廃棄、譲渡、使用許諾契約の解除その他によって、ライセンスを失ったときは、速やかにライセンス管理台帳に記載すること。
- (4) オリジナルディスク、ライセンス証明書、使用許諾契約書等ライセンスを証明する文書を保管し、センター所長から提示を求められたときは、直ちに提示すること。
- (5) 管理単位において、定期的にソフトウェア監査を実施し、その結果をセンター所長に報告すること。

(遵守事項)

第7条 職員は、ソフトウェア管理に関して、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 管理責任者の承諾なく、本学が所有し、又は借用するコンピュータにソフトウェアをインストールしてはならない。
- (2) 管理責任者の承諾なく、本学が所有し、又は借用するソフトウェアのオリジナルディスク及びその複製物を学外へ持ち出してはならない。
- (3) 所属する管理単位内のコンピュータにインストールされることとなるべきソフトウェアを取得したときには、オリジナルディスク、ライセンス証明書、使用許諾契約書等ライセンスを証明する文書を、直ちに管理責任者に引き渡さなければならない。
- (4) コンピュータからソフトウェアを削除したときには、速やかに管理責任者に報告しなければならない。
- (5) ソフトウェア監査の実施に協力しなければならない。

(処 分)

第8条 職員が、ソフトウェアの利用等に関し、故意又は重大な過失によりこの規程に違反した場合は、本学の定める規程により、相当の処分を行う。